

基本目標3

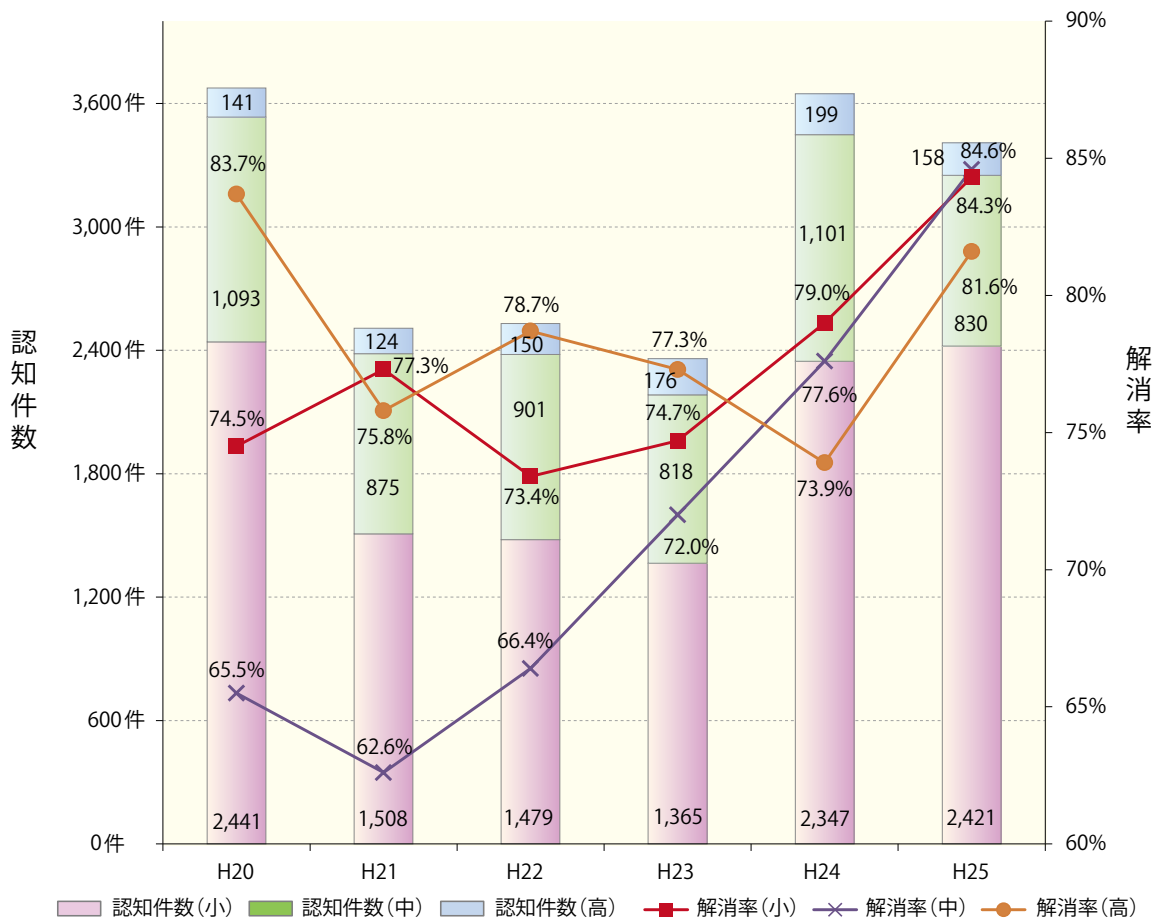
安全・安心な教育環境の確保

1 いじめ対策の充実・強化

■ 現状と課題

- 本県のいじめ認知件数（1,000人あたり27.1件（平成25年度））は全国平均（1,000人あたり13.4件（同））を上回っていますが、今後とも些細ないじめも見逃さず、早期認知・早期対応に努めることが肝要です。
- 他方、同年のいじめ認知件数に対する解消率（84.4%）は、全国平均（88.1%）を下回る状況にあります。子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、いじめ解消率の一層の向上が求められています。
- スマートフォンの普及等に伴って、いわゆる「ネットいじめ」が問題化しています。また、いじめは時間の経過とともに複雑化・深刻化するため、「いじめ防止基本方針^(※20)」に基づき学校や関係機関・団体が連携し、早期発見・早期対応の徹底を図ることが求められています。

本県のいじめ認知件数・解消率の推移（小・中・高）



【出典】児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）

※20 いじめ防止基本方針……いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法に基づき策定された基本的な方針のこと。

■ 主な取組

① 未然防止対策の充実

全ての子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止対策の充実を図ります。

- 校長のリーダーシップの下、組織的な生徒指導体制の構築と校種間連携の推進
- 些細ないじめの兆候も見逃さない指導のための、教職員を対象とした各種研修会の充実と「いじめ問題対応マニュアル」（平成25年5月）等の活用推進
- 「いじめは絶対に許されない」という意識の醸成と社会規範の育成に向けた、「いじめゼロ子どもサミット」等、子どもの自発的活動の充実
- 子どもの自己有用感や自尊感情、他者を思いやる心などを育む道德教育の充実

② 早期発見・早期対応の徹底

「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るもの」という認識の下、いじめの早期発見・早期対応の徹底を図ります。

- 子どもや保護者がいつでも相談できる体制の整備
- 定期的なアンケート調査や面接調査による、いじめに係る状況把握の徹底
- 「24時間子供SOSダイヤル」や「ネットいじめ相談窓口」における対応の強化
- スクールカウンセラー^(※21)等の資質向上と効果的配置の推進



「ネットいじめ相談」案内カード

③ 関係機関等と連携した支援の充実・強化

いじめが複雑化・深刻化する場合も想定し、福祉、医療、警察等関係分野の専門的知見の活用や関係機関・団体と連携した支援の充実・強化を図ります。

- 学校警察連絡制度の活用促進
- 「生徒指導支援チーム^(※22)」の有効活用
- いじめ対策連絡協議会等を通じた福祉、医療、警察等関係機関・団体との連携強化



「24時間子供SOSダイヤル」案内カード

■ 目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31年度	H36年度
いじめの解消率	小 84.6%	H25	小 87.5%	小 90%
	中 84.3%		中 87.5%	中 90%
	高 81.6%		高 87.5%	高 90%

※21 スクールカウンセラー……子どもの臨床心理に関して高度な専門知識を有する臨床心理士等で、不登校やいじめ等、児童生徒の問題行動等に対応するためカウンセリングや教職員への助言等を行う職員のこと。

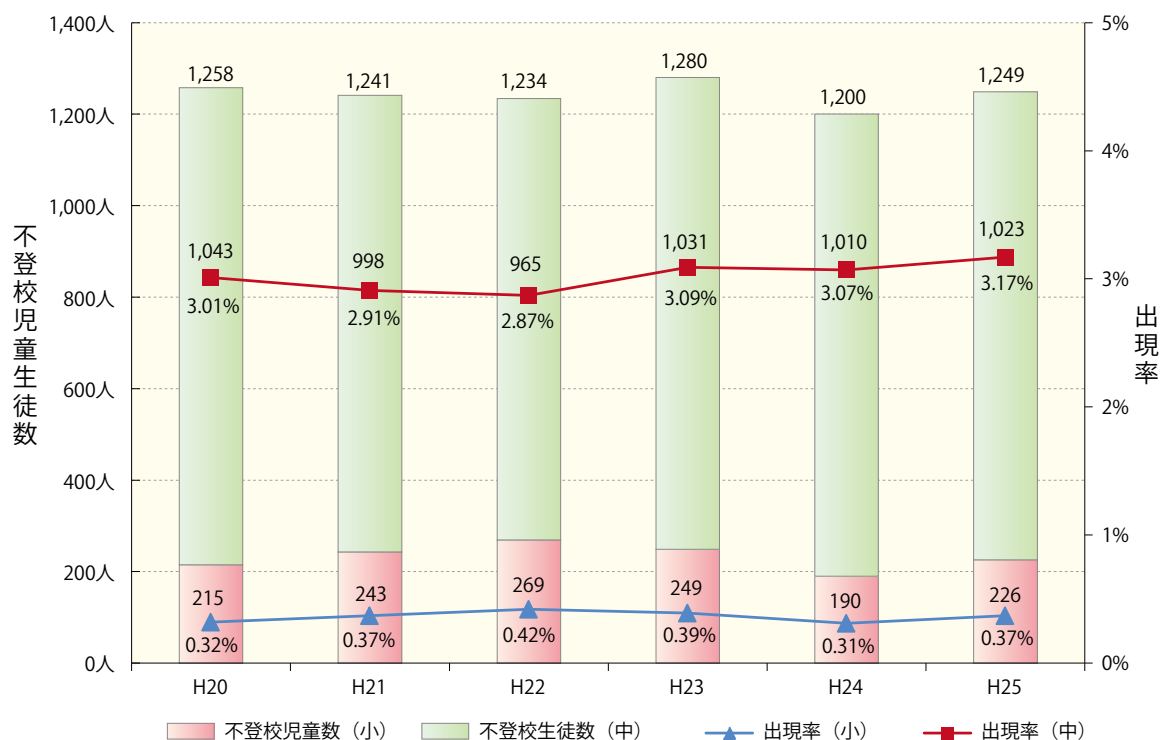
※22 生徒指導支援チーム……福祉や医療、心理等の専門的な知識や経験を必要とする複雑な生徒指導事案に対応するため、県教育委員会に設置したチームのこと。臨床心理士としての専門的な知識を持つ者がサポートし、早期解決に向けた取組を行う。

2 不登校対策等の充実・強化

■ 現状と課題

- 本県の小・中学校の不登校児童生徒数は1,200人台の高止まり状況が続いているため、不登校出現率(1,000人あたり13.3人(平成25年度))の低減に向けた未然防止対策の充実を図る必要があります。
- 不登校等の原因や背景が複雑・多様化していることから、福祉、医療等の関係機関・団体とも連携した組織的な対応の強化が求められています。
- 無気力・不安等を要因とする不登校児童生徒の居場所・絆づくりを支援するとともに、個に応じた効果的な相談体制と自立支援体制の構築が求められています。
- 不登校等の子どもに対する多様な教育機会の確保策について検討するとともに、子どもの貧困対策の一環として、学校現場において家庭環境等に起因する様々な課題を抱える子どもを早期に生活支援等の関係機関に繋げていくことができる体制づくりが求められています。

本県の不登校児童生徒数・出現率の推移(小・中)



【出典】児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)

■ 主な取組

① 未然防止対策の充実

全ての子どもたちにとって魅力ある学校づくりを推進し、不登校出現率の低減に向けた未然防止対策の充実を図ります。

- 校長のリーダーシップの下、「不登校対策プラン」に基づく組織的な取組の推進
- 地域不登校防止推進教員等を中心とした組織的な未然防止対策の充実
- 不登校の未然防止に向けた教職員研修の充実と校種間連携の推進
- 小中連携配置など、スクールカウンセラー等の効果的配置の推進

②早期発見・早期対応の徹底

「あったかハート1・2・3」運動により、不登校の兆候の早期発見に努め、早期対応の徹底を図ります。

- 「あったかハート1・2・3」運動の徹底
 - 欠席1日目＝電話連絡（励まし電話、安心電話、受診確認）
 - 欠席2日目＝電話か家庭訪問（安心電話、症状の具体把握）
 - 欠席3日目＝家庭訪問（組織対応、体調の確認、再登校不安の解消）
- 連続欠席3日以上の子どもの集計・把握と組織的対応の徹底
- 県教育センターなどの教育支援センター（適応指導教室）^{※23} やスクールカウンセラーを活用した保護者支援の充実

③学校復帰・社会的自立等に向けた支援の充実

福祉、医療等の関係機関・団体とも連携し、不登校等の子どもの学校復帰・社会的自立等に向けた支援の充実を図ります。

<不登校対策>

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー^{※24}等を活用した相談体制の強化と学校復帰支援の充実
- 定時制・通信制高校を活用した不登校児童生徒への支援の充実
- 青少年教育施設における不登校児童生徒を対象とした自然体験・生活体験活動プログラムの活用促進
- 教育支援センター（適応指導教室）やフリースクール^{※25}等との連携促進
- 青少年自立支援センターをはじめ、福祉、医療等の関係機関・団体との連携強化

<子どもの貧困対策>

- 専門性の高い人材の確保・育成を含むスクールソーシャルワーカーの配置促進
- 国や市町村との連携による、義務教育未修了の学齢超過者等への就学機会確保の在り方の検討

目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31年度	H36年度
不登校児童生徒の出現率 ^{※26}	小 0.37% 中 3.17%	H25	小 0.30% 中 2.75%	小 0.25% 中 2.40%

※23 教育支援センター（適応指導教室）……不登校の子どもやその保護者を支援するため、学校以外の施設での学習の援助や体験活動、訪問指導や相談を行う公的な機関のこと。

※24 スクールソーシャルワーカー……家庭環境等に起因する様々な課題を抱える子どもに対応するため、児童相談所や福祉事務所等の関係機関との連携や教員支援等を行う、教育・社会福祉等の専門的な知識や技術を有する職員のこと。

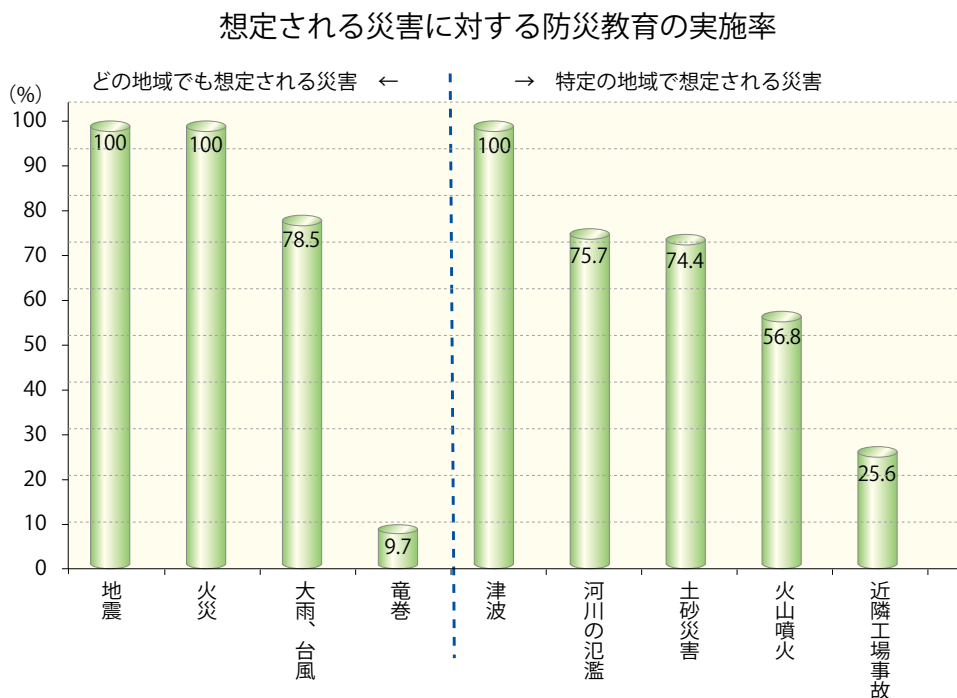
※25 フリースクール……不登校の子どもを受け入れている民間の団体・施設のこと。

※26 大分県長期総合計画では、小学校、中学校を統合して記載。

3 安全・安心な学校づくりの推進

■ 現状と課題

- 地震・火災を想定した防災教育は全ての学校で行われていますが、火山災害など地域特有の自然災害については取組が十分ではないため、地域の実情に応じた防災教育・防災対策の充実・強化が求められています。
- 学校は地域の災害避難所に指定されている場合が多いことから、地域住民や市町村防災担当部局と事前に協議するなどの連携強化が求められています。
- 学校内や登下校中の生活事故、交通事故を防止するためには、自ら危険を予測し、回避するための安全教育が重要です。また、通学路の点検や地域と連携した見守り活動などの交通安全対策の充実が求められています。
- 学習指導要領の改訂等に対応した教育環境の整備とともに、改修・更新の時期を迎える学校施設の長寿命化等の対策が求められています。



【出典】学校における安全に関する取組の調査 (H26)

学校安全の三領域

生活安全

不審者、誘拐、傷害など日常生活で起きる事件・事故災害

交通安全

様々な交通場面における危険と安全

災害安全

地震、津波、火山活動、風水(雪)害等の自然災害や火災、原子力災害など



■ 主な取組

① 防災教育・防災対策の推進

各学校において、災害時に適切な意思決定や行動選択ができるよう、実践的な防災教育・防災対策を推進します。

- ・ 防災活動やボランティア活動等を実際に体験する実践的な防災教育の推進
- ・ 「防災教育実践事例集」の活用促進など、地域の実情に応じた防災教育に係る先進的取組の普及
- ・ 防災士資格の取得促進を通じた学校防災力の向上
- ・ 学校防災アドバイザーの指導助言を通じた危機管理マニュアルの見直し促進
- ・ 防災教育・防災対策に関する教職員研修の充実



学校での避難所運営訓練

② 学校内外における子どもの安全対策の充実

学校内外における子どもの安全を確保するため、家庭・地域や関係機関との連携による安全対策の充実を図ります。

- ・ 「運動部活動指導の手引き」(平成22年2月)等の活用による安全指導の徹底と救急体制の整備
- ・ 教職員を対象とした生活安全・交通安全研修の充実
- ・ 「まもめる」や「県民安全・安心メール」の登録促進
- ・ 家庭や地域と連携した登下校時の見守り活動の推進
- ・ 「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路安全対策の充実
- ・ 交通安全・犯罪防止の両面からの定期的な通学路の安全点検の実施

③ 学校施設の整備・長寿命化等の推進

教育環境の向上を図るとともに学校生活の安全・安心を確保するため、学校施設の整備・長寿命化等を推進します。

- ・ 多様な学習形態に対応可能な教育環境の整備
- ・ 津波避難に対応した校舎の高層化など安全安心な学校施設の整備
- ・ 「教育庁県有建築物保全計画^(※27)」(平成28年3月)に基づく、建物の長寿命化や省エネ化の計画的実施

■ 目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31年度	H36年度
学校の立地環境等に応じた防災教育の実施率	73.4%	H26	100%	
公共施設等総合管理計画 ^(※28) に基づく保全計画(個別施設計画)を策定している市町村の割合	0%	H26	70%	100%

※27 教育庁県有建築物保全計画……「大分県公共施設等総合管理指針」(平成27年7月)に基づいて策定される個別施設計画のうち、県教育委員会が所管する建築物について策定する計画のこと。

※28 公共施設等総合管理計画……各地方公共団体が策定する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画のこと。本県では「大分県公共施設等総合管理指針」として策定している。